

令和5年12月1日

入札の実施について

一般競争入札を執行するので、次の通り告示する。

日本ハム・ソーセージ工業協同組合
理事長 木藤 哲大

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

① 名称

FOODEX JAPAN 2024（にっぽん食輸出展ゾーン）における日本産食肉加工品の
PR活動に係る運営サポート等業務

② 数量

一式

(2) 契約の目的の仕様等

業務仕様書による。

（入札を希望される方は、ご連絡ください。仕様書等の入札に係る書類一式をご提示致します。）

(3) 履行期限

契約日～令和6年3月19日

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、以下の参加要件を満たす者とし、別に日本ハム・ソーセージ工業協同組合（以下「ハム組合」という。）が定める競争参加資格確認申請書を提出すること。

- ① 日本もしくはアジアにおける食のイベント開催関連業務において実績のある者。
- ② 特別の理由がある場合を除き、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、入札に参加させることはできないこととする。
- ③ ハム組合との契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後、2年間が経過していない場合は、本入札に参加できないこととする。
 7. 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 1. 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者

- ウ. 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ. 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ. アからエに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者
- ④ 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者は、以下のいずれにも該当しないこと、かつ、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。
- なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。
- ア. 入札者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が入札者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 入札者又は入札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 入札者又は入札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 入札者又は入札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 入札者又は入札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、入札者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

3 入札書類

提出する入札書類は以下の通りとする。

- ① 競争参加資格確認申請書（別添資料 1 を作成のうえ添付すること）
- ② 入札書（別記様式第 1 号）
- ③ 企画書

4 入札書類の提出期限・提出場所及び提出方法

(1) 提出期限

令和5年12月15日(金) 午後4時

(2) 提出先

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-5-6

日本ハム・ソーセージ工業協同組合 総務部

(問合せ: tel 03-3444-1211)

(3) 提出方法

原則、郵便又は持参により、競争参加資格確認申請書及び入札書を1部、企画書を6部提出するものとする。

なお、電子メールによる提出も可能とする(FAXは不可)。

※ 郵便による送付の場合は、配達記録が残る方法で送付し、提出期限必着のこと。

※ 電子メールにより提出する場合は、「FOODEX JAPAN 2024 入札書類」と記載のうえ、以下の宛先に提出期限必着で送信すること。

メールアドレス: ask@hamukumi.or.jp

※ 本公示に示した参加資格を満たさない者の入札書類は無効とする。

(4) 選定方法: 総合評価落札方式(入札額及び企画力等を総合的に評価)により選定する。

入札額は、諸経費・消費税等を含む費用総額とする(後日実費精算額を除く)。

企画書は、10枚以内(表紙・会社紹介はページ数に含まない)とする。

ハム組合が提案する日程(基本、提出期限後1週間以内を想定)にて、入札者は、15分間以内のプレゼンテーション(及び質疑応答15分程度)を行うことができる(WEBでの実施も可)。

5 入札書類の提出期限・提出場所及び提出方法

(5) 入札の留意事項

① 期限に遅れた場合は、入札等の資格を失う。

② 入札書類は、誤記・脱落のないよう明瞭に記入する。

③ 一度提出した入札書類は、取替及び変更をすることはできないものとする。

④ 開札の結果、落札者がいないときは、初度の入札に参加した相手方に再度の入札を行う旨を伝え、同一条件で直ちにこれを3回まで行う。

⑤ 開札の結果、落札となるべき同評価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

6 請負契約書作成の要否

要

7 予定価格の有無

有

8 最低制限価格の有無

有

9 その他

(1) 無効入札

次に掲げる入札は無効とする。

- ① 入札書に記名（本人又は代表者が署名の事）がない場合、又は品名、数量、金額、規格等が不明の場合、もしくは入札書に記載した金額が訂正されている場合
- ② 同一の入札について2通以上の入札書を提出した場合
- ③ その他入札等に関する条件に違反した場合

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

- ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札に参加する者は、消費税等を含めた契約金額の総額を入札書に記載すること。
- ② 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

名 称：日本ハム・ソーセージ工業協同組合

所在地：東京都渋谷区恵比寿1-5-6

(4) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1者の場合であっても、入札を執行する。

(5) 入札の執行の公開

この入札の執行は、公開しない。

(6) その他

詳細は、業務仕様書による。

(7) 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

以上

令和5年度品目団体輸出力強化緊急支援事業（令和4年度補正）
FOODEX JAPAN 2024における日本産食肉加工品のPR活動に係る
運営サポート等業務仕様書

日本ハム・ソーセージ工業協同組合

【I. 概要】

1 開催目的

日本ハム・ソーセージ工業協同組合は、食肉加工品輸出協議会の事務局として、日本において開催される「FOODEX JAPAN 2024」の「にっぽん食輸出展」ゾーンに日本産食肉加工品をオールジャパンで出展し、日本産食肉加工品の特徴や品質情報のPR及び試食会等の実施を通して、海外から来場している流通業者やレストラン関係者・小売業者等に日本産食肉加工品をアピールすることにより、日本産食肉加工品に対する認知度向上、輸出拡大に向けた推進を図ることとする。

2 開催期間等

- (1) 開催期間 令和6年3月5日（火）～8日（金）4日間
- (2) 開催場所 東京ビッグサイト
- (3) 主催者 一般社団法人日本能率協会ほか
- (4) 出展ブース 3小間（申込・支払済）
- (5) 参加予定者 出展会員PR要員9～10会員及び事務局

3 開催内容

FOODEX JAPAN 2024に日本産食肉加工品ブース（3小間）を設置して、以下のとおり日本産食肉加工品のPR活動を行う。

- (1) 日本産食肉加工品の特徴等に関する解説・啓蒙
- (2) 日本産食肉加工品の統一ロゴマークの紹介・啓蒙
- (3) 日本産食肉加工品の展示・試食及びアンケート等
・出展会員予定数：9～10会員
- (4) 日本産食肉加工品のポスター展示及び資料配布等
- (5) 日本産食肉加工品に関する情報交換
- (6) 日本産食肉加工品の商談活動支援（通訳等）
- (7) その他

4 契約期間

契約締結日から令和6年3月19日まで

5 予算

入札予定価格を上限1,000万円として定める。また最低制限価格は入札予定価格の70%とする。

別途実費精算を、宿泊を要する参加者の宿泊費、商品（日本産食肉加工品）・副原材料の代金及びその送料、消耗品・レンタル用品、光熱費等として300万円程度を見込んでおり、これらは立替払いとし、業務終了後に契約金額の支払いと併せて実費精算する。

6 特記事項

(1) 内訳書の提出

運営サポート業務の落札者は、精算時に、経理費目、用務項目ごとに単価、数量等のわかる内訳書を提出すること。

宿泊については、個人別の金額明細書を提出すること。

(2) 請負契約金額以外の経費の実費精算

請負契約書の契約金額以外でかかった以下の経費については、実費精算とする（支払った証拠書類等を提出すること）。

- ① 商品（日本産食肉加工品）・副原材料、消耗品、レンタル用品、光熱費等
- ② 事務局からの指示に基づく仕様の変更等による追加費用
- ③ 通いではなく会場のそばに宿泊することが必要な参加者においては、なるべくイベント会場から近い地域に立地するホテルを一括で予約すること。宿泊に係る費用は、事務局の旅費規程の範囲内（1人1泊13,000円以下、Aクラス14,000円以下（但し同一ホテルであること））とする（ビジネスホテル可、朝食込み）。

※基本的に、入札時点で想定できる費用は入札額に算入し、入札後に判明する費用（例：打合せにより試食提供量・アイテム数等が決定するため、展示・試食に供する原材料やその送料、等）は、実費精算となります。

(3) 成果物の著作権及び使用权

仕様書の範囲に限定せず、本事業に係る全ての成果物（報告書、動画、グッズ等）の著作権及び使用权は、引き渡しを完了した日に事務局に帰属する。

【Ⅱ. イベントの留意事項等】

入札者は、出展ブースの設計・施工・装飾の提案にあっては、下記について留意すること。

- 1 入札者は、当該ブースのレイアウト・デザイン・装飾を「日本産食肉加工品統一マーク」を基調とした日本産食肉加工品のPRに適した提案をすること（原料の牛肉が全て国産和牛の商品がある場合には「和牛統一ロゴマーク」を、原料の豚肉が全て国産豚肉の商品がある場合には「豚肉統一ロゴマーク」を、原料の鶏肉が全て国産鶏肉の商品がある場合には「鶏肉統一ロゴマーク」も活用すること）。なお、出展会員は日本産食肉加工品統一マークの他に自社ブランドマーク等を使用するので、事務局及び出展会員と事前に調整すること。また、できるだけ会場の遠方からでも確認できるような装飾となるよう配慮すること。
- 2 ブースにて、日本産食肉加工品の試食・アンケート、資料（パンフレット等）の配布を実施する。各製品の試食の効果的かつ効率的な実施方法並びにアンケートの回収率が上がるような工夫をすること（アンケートの内容は、各試食製品に対する感想や日本産食肉加工品に対するイメージ等）。
- 3 事務局及び会員は基本的に日本語での説明を基本とするため、適時通訳可能な人員を配置すること。
- 4 ポスター・内壁ラッピング・のぼり等を用いて、日本産食肉加工品の特長について分かり易く興味がわくようなPR装飾をブースに施すこと（原料の牛肉が全て国産和牛の商品がある場合には「和牛統一ロゴマーク」を、原料の豚肉が全て国産豚肉の商品がある場合には「豚肉統一ロゴマーク」を、原料の鶏肉が全て国産鶏肉の商品がある場合には「鶏肉統一ロゴマーク」も活用すること）。
- 5 展示会来場者に向けて、当該ブースへの集客を高める工夫を提案すること。なお、試食内容や試食用日本産食肉加工品の調理のための準備等については別途事務局及び出展会員と協議すること。
- 6 出展会員の商談をサポートするため、東京で行う事務局及び出展会員との事前打合せを企画・実施し、会員の要望にも配慮した試食内容を検討するなど、参加者全員のニーズに即した運営方法等を提案すること。

【Ⅲ. 業務内容】

＜運営サポート業務＞

1 連絡調整業務

(1) 主催者との連絡調整（主催者側の運営業者を含む）

- ① 開催日までの間において、事務局と主催者との間の連絡調整を行うこと。
- ② 連絡調整を行う範囲は、本出展の運営全般に関するものとする。

(2) 出展、運営に必要な手続の実施

- ① 請負契約者は、出展に伴う必要な手続き・登録等を代行すること（ブース申込み手続き及びブース代の支払いは事務局において実施する）。
- ② 運営に必要な情報について適時収集すること。
- ③ 出展前主催者から質問・連絡事項等があった場合には、速やかに事務局と連絡・調整し、代行して手続等を行うものとする。

2 ブース施工、備品レンタル等の実施

(1) ブース施工の実施（申込にて提供される基本セットを除く。）

- ① 試食品の調理・提供台、資料（パンフレット等）の提供台等を設置すること。
- ② 出展会員が来場者と個別に商談が行えるスペースを工夫すること。

(2) 備品調達、レンタル等

以下、落札後に事務局と協議しながら手配等を行う（事業終了後に実費精算）。

- ① 以下の備品を基本とし、その他、運営上必要な備品を手配すること。
 - ・冷蔵ショーケース（日本産食肉加工品展示用）
 - ・冷蔵庫（試食製品等保管用）
 - ・IH調理器具
 - ・テレビモニター
 - ・収納ラック
 - ・二槽式シンク
- ② 必要な電源工事（コンセント設置を含む）、水道給排水工事、必要に応じて排煙装置の設置工事を行い、課金される光熱費（電気・水道料金等）の支払を行うこと。
- ③ 別途調達として出展会員が必要となるブース内備品の調達、レンタル等

(3) 施工、備品レンタル等の監理・検収・返品等

(1) 及び(2)の監理・検収・返品等を行うものとする。

3 準備、搬出入の実施

(1) 搬入、設営

搬入・設営日に十分な人数の準備スタッフを配置し、主催者が定める期間内に、本仕様書で定めるもの及び事務局及び出展会員が手配した原材料、備品並びに資料等の搬入を手配し、設営の準備作業が完了できるようにすること。

(2) 搬出

搬出日に十分な人数の準備スタッフを配置し、主催者が定める期間内に、全ての搬出作業が完了できるようにすること。

4 開催期間中の運営サポート

(1) 開催期間当日の運営

次の①～③に掲げるスタッフの手配等を行い、円滑な運営に資するものとする。

① 管理統括スタッフ

管理統括スタッフ1名以上を配置し、事務局が別途派遣するPR説明員等及び全ての運営スタッフとともに当該ブースの運営を行うこと。

② 運営スタッフ

ア 調理スタッフ(加熱、切り分け等簡単な調理を行う者)として、2名以上を配置すること。

イ 資料配布、試食配布、アンケート回収を行うスタッフとして2名以上を配置すること。

③ 通訳スタッフ

事務局の通訳者として日・英及び日・中のビジネスレベルの通訳ができる者を1名ずつ手配すること。

※ 契約締結後、上記スタッフの人数について事務局からの指示に基づく変更があった場合には、用務終了後に実費をもって精算すること。

(2) 試食・展示に必要な商品や副原材料、消耗品等の調達・保管・搬入等

試食・展示に必要な商品(日本産食肉加工品)、副原材料(野菜等副食材)、消耗品・レンタル用品(調味料、調理器具・用具、使い捨て皿、爪楊枝、はし、衛生用品等)等について、落札後に出展会員・事務局と協議しながら調達・保管・搬入等を行うこと。

(3) PR資材等の作成等

① 事務局が作成した日本産食肉加工品PRパンフレット・チラシ、小冊子(日本語版、英語版、繁体字版、簡体字版)について、事務局が指定する数量を現地に搬入すること。

② 以下のPR資材を作製し、現地搬入等を行う。

・日本産食肉加工品をPRするための「日本産食肉加工品の統一ロゴマーク」を基調とした配布用PRグッズを作成すること。

・事務局が保有するハッピーと同等のものを20着追加作成すること。なお、事務局が保有するハッピーとあわせて現地に搬入・管理し、出展終了後事務局に返却すること。

(4) 入場パス(招待客パス含む)、駐車場等の手配等

事務局、出展会員、運営に必要なスタッフ、納入業者等の入場パス等を手配すること。

(5) 出展業者への商談実績のアンケート実施

日本産食肉加工品に対する印象や展示・試食の感想等、アンケートを実施する。

① アンケート項目については、別途事務局と協議して決定するものとする。

② 来場者へのアンケートの翻訳を事前に行うこと(必要に応じて、アンケート必要枚数を印刷する)。

③ 上記の出展業者の商談実績については、会期終了後、集計・分析の結果を実施報告レポートに盛り込み、報告すること。

(6) 業務進行管理及び運営マニュアルの作成等

① 業務進行管理表

落札後、10日以内に業務進行管理表を作成すること。

② 業務進行確認打ち合わせの実施

落札後、業務進行確認のための打ち合わせ会合を事務局担当者と複数回実施すること。なお、円滑な業務実施に資するため、打ち合わせの出席者のうち少なくとも2名は現場運営に従事すること。

③ 運営マニュアル

開催運営に係るマニュアルを作成すること。

(7) 事務局が派遣する者との連絡・調整の実施

事務局、派遣する者（PR 説明員等）の関係者と開催期間中の参加等に関して連絡・調整を行うこと。

5 実施報告レポート

出展終了後2か月を目途に、請負内容を取りまとめた実施報告レポート（アンケート結果を含む）を作成し、事務局に提出するものとする。実施報告レポートは、写真、図表等を盛り込み、わかりやすく作成すること。

なお、出展終了後速やかに、現場で撮影した写真を事務局に提供すること。

入札心得

(総則)

第1条 日本ハム・ソーセージ工業協同組合理事長（以下「理事長」という。）の所掌に属する「FOODEX JAPAN 2024における日本産食肉加工品のPR活動に係る運営サポート業務及び渡航手配業務」に関する契約のうち、入札参加者が知りかつ守らなければならない事項は、この心得によるものとする。

(異議の申立等)

第2条 入札参加者は、あらかじめ本入札心得、仕様書、請負契約書案等を熟知の上、入札しなければならない。

2 入札参加者は、前項の書類等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3 入札参加者は、第1項の書類等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は免除する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、入札書類を期日までに提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その委任状（別紙様式第2号）を持参させなければならない。

3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者が行った入札
- (2) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (3) 記名（本人又は代表者の署名）の欠く入札

- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (6) 明らかに談合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 仕様書等を添付することとされた入札にあっては、当該仕様書等が理事長の審査の結果採用されなかった入札
- (9) 特定商品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった入札
- (10) 入札書受領期限までに到着しない入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第8条 総合評価により落札者を決定する。

- 2 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、結果を、落札者に通知し、他の入札者にはその旨を知らせる。

(再入札)

第9条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、最低価格入札者と協議して決定することができる。

(同評価の入札)

第10条 落札となるべき同評価点の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(請負契約書の提出)

第11条 落札者は、理事長から交付された請負契約書の案に記名押印の上（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）、落札決定の日から7日以内に理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に請負契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(入札書等に使用する言語及び通貨)

第12条 入札書類に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(別紙様式第1号)

入 札 書

令和 年 月 日

日本ハム・ソーセージ工業協同組合 理事長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(代理人氏名)

¥ _____

ただし、「FOODEX JAPAN 2024 における日本産食肉加工品の PR 活動に係る運営サポート等業務」について

上記のとおり、FOODEX JAPAN 2024 における日本産食肉加工品の PR 活動に係る運営サポート業務等仕様書、入札心得を承諾の上、入札します。

- 〔注意〕
- 1 提出年月日は必ず記入のこと。
 - 2 金額の訂正はしないこと。
 - 3 入札額は諸経費・消費税等を含む費用総額とすること(後日実費精算額を除く)。
 - 4 用紙は、A4判とする。
 - 5 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
 - 6 ()内は、代理人が入札するときを使用すること。
この場合、「代表者」は不要とする。
 - 7 氏名は、本人又は代表者(代理人をもって入札に参加する場合には代理人)の署名によること。

委任状

日本ハム・ソーセージ工業協同組合 理事長 殿

私は _____ を代理人と定め、日本ハム・ソーセージ工業協同組合理事長の発注する「FOODEX JAPAN 2024における日本産食肉加工品のPR活動に係る運営サポート等業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

入札に関する一切の権限

代理人の署名	
--------	--

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

- 〔注意〕 1 提出年月日は必ず記入のこと。
2 用紙は、A4判とする。

秘密保持に関する誓約書(案)

御中

この度、日本ハム・ソーセージ工業協同組合と 〇〇〇〇が締結した「FOODEX JAPAN 2024 における日本産食肉加工品の PR 活動に係る運営サポート等業務」を遂行するに当たり、貴組合に対し以下の事項を遵守することを誓約いたします。

1. 秘密保持の誓約

貴組合の規則を遵守し、次に示される貴組合の保有する個人情報及び組織運営上の情報（以下「秘密情報」という。）について、貴組合に許可なく、開示、漏洩もしくは使用しないことを約束致します。

- (1) 個人情報（日本工業規格 JIS Q 15001 に定められた個人情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、または個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声により当該個人を識別できるもの、若しくは当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それによって当該個人を識別できるものをいう。以下同じ。）
- (2) 業務を遂行する上で知り得た貴組合及び貴組合顧客の情報
- (3) 管理責任者により秘密情報として指定された情報
- (4) その他、貴組合が特に秘密対象として指定した情報

2. 遵守事項

- (1) 貴組合の全ての物品、資料等について許可のないものの持出し及び複写は致しません。
- (2) コンピュータウイルス感染の危険がある物や不正コピーソフトを持込みません。また、火薬、その他の危険物の持込みも致しません。
- (3) 重要なデータ・記録媒体の私有及び事務所外への持出しは致しません。

3. 秘密情報の保管と返還

業務を遂行する上で、貴組合により保管を許された秘密情報及び資料一切の保管を厳重に行うことを約束し、貴組合より返還を要求された場合または、当該業務の終了時には、これらの秘密情報及び資料一切を直ちに返還もしくは破棄し、保有しないことを約束致します。

4. 契約終了後の秘密保持の誓約

契約終了後においても貴組合に関する秘密情報を、貴組合職員、他の事業者及びその他の第三者に開示、漏洩もしくは使用しないことを約束致します。

5. 損害賠償

貴組合の秘密情報を貴組合に許可なく、開示、漏洩もしくは使用した場合、法的な責任を負担するものであることを確認し、これにより貴組合が被った損害については貴組合と弊社の請負契約に応じて、履行の責に任じます。

令和 年 月 日

住 所：
社 名：
代表者名：

印

令和5年 月 日

日本ハム・ソーセージ工業協同組合 御中

貴社名：
代表者氏名：
(代理人氏名：)

競争参加資格確認申請書

当社は、「FOODEX JAPAN 2024における日本産食肉加工品のPR活動に係る運営サポート等業務」の入札の参加に必要な事項について、以下のとおり満たしていることを申請します。

- 1 日本もしくはアジアにおける食のイベント開催関連業務における実績
(貴社が、上記食のイベント開催関連業務を実施した事実を示す契約書の写しもしくは 記事等のサンプル A4 5頁以内)

当社は、別添資料1のとおり実績がある。

- 2 破産者等

当社は破産者ではなく、また、別紙1のいずれの事項にも該当しておらず、貴組合との契約に支障を来すものではない。

- 3 反社会的勢力

当社又は入札者の役員等は、別紙2のいずれの事項にも該当していない。

- 〔注意〕
- 1 提出年月日は必ず記入のこと。
 - 2 用紙は、A4判とする。
 - 3 ()内は、代理人が入札するときを使用すること。
この場合、「代表者」は不要とする。
 - 4 氏名は、本人又は代表者(代理人をもって入札に参加する場合には代理人)の署名によること。

別紙 1

貴組合との契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後、2年間が経過していない場合は、本入札に参加できないこととする。

- ア. 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ. 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者
- ウ. 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ. 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ. アからオに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

別紙 2

- ア. 入札者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が入札者の経営に実質的に関与している。
- エ. 入札者又は入札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 入札者又は入札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 入札者又は入札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 入札者又は入札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、入札者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。